11月の納税のお知らせ

11月は国民健康保険税（第5期）、介護保険料（第5期）、後期高齢者医療保険料（第5期）の納期です。11月30日㈫までに納めてください。

口座振替は11月30日㈫に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

問合せ収納課☎551・1578

差押財産のインターネット公売を実施します

市では、市税等の滞納処分として差し押さえた動産について、インターネットによるオークション形式での公売を行なっています。

公売物件掃除機等

※11月12日㈮からヤフーオークション・インターネット公売のホームページに公売物件写真が掲載されています。詳しくはそちらをご覧ください。

下見会日時11月16日㈫～19日㈮の間の午前9時～午後5時

場所市役所1階収納課前

公売物件の一例

公売に参加するためには、11月24日㈬午後11時までにヤフーオークション・インターネット公売のホームページ（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/tky_fussa_city）への事前登録が必要です。

入札期間11月30日㈫午後1時～12月2日㈭午後11時

※市税等の納付の状況によって公売を中止する場合があります。

問合せ収納課☎551・1578

青梅税務署からのお知らせ『青色決算説明会・消費税等説明会』の開催

所得税の青色申告決算書の作成や消費税および地方消費税などの説明会を開催します。

日時12月8日㈬午後1時30分～4時

場所商工会館3階

※来場の際は、「所得税の青色申告決算書」「青色申告の決算の手引き」「決算書の書き方」および筆記用具をお持ちください。

なお、平成21年分において、電子申告（パソコンで作成）を利用して確定申告を行なった方は、青色決算書および確定申告書等はお送りしませんので、平成22年分の確定申告も引き続き、電子申告をご利用いただくようお願いします。

問合せ青梅税務署個人課税第一部門☎0428・22・3185

消費者講座「高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～」

高齢者を狙った詐欺まがいの悪質商法が増え、福生市にも相談が寄せられています。高齢者がそのような被害にあわないために、また、被害にあってしまった場合でも周りの人がすぐに発見し、被害を大きくしないために、消費者講座を開催します。

高齢者を狙う悪質商法の手口や、被害発見のポイント、被害発見時の対応等、実際の手口をシミュレーションしながら学びましょう。

日時12月7日㈫午後2時～4時

場所福祉センター2階学習室※費用無料

定員50人

講師消費生活専門相談員

問合せ介護福祉課高齢福祉係☎551・1751、地域振興課産業振興係☎551・1699、社会福祉協議会☎552・2121

ごみ・資源収集情報

ごみが75ｔ減ったよ!	資源の割合が1%増えたよ!
22年9月　1,056ｔ	22年9月　313ｔ（23%）
21年9月　1,131ｔ	21年9月　323ｔ（22%）

※資源の割合＝資源収集量÷ごみと資源の収集量

資源回収団体による資源回収量

22年9月	106t
21年9月	129t

12月の資源回収予定

実施団体	実施日
南町会	5日㈰
鍋ケ谷戸第一町会	5日㈰
福生一中ＰＴＡ鍋二支部	5日㈰
志茂第二町会	5日㈰
本町第七町会	5日㈰
本八第一子供会	5日㈰
武蔵野台一丁目子供会	5日㈰
富士見台町会	12日㈰
牛一子供会	12日㈰
志茂一子供会	12日㈰
本町第二町会	12日㈰
福東幸せ会	19日㈰
熊牛福寿会	19日㈰
熊牛老人クラブ	19日㈰
福生団地自治会	19日㈰
南田園二丁目町会	19日㈰
南田園三丁目町会	19日㈰
原ケ谷戸町会	19日㈰
永田子供会	19日㈰
加美平老人クラブ	25日㈯
青少年育成加美地区委員会	26日㈰

収集区域は実施団体区域内。天候などにより変更する場合もあります。

問合せ環境課ごみ対策係☎551・1731

年金だより

◆「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料を納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を日本年金機構より11月上旬に送付しました。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルにお問い合わせください。

【控除証明書専用ダイヤル（平成23年3月15日まで）】

☎0570・070・117

※通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。

※ＩＰ電話等の方は、☎03・6700・1130にお電話ください。こちらの番号の通話料金は、全額お客様負担となります。

◆年金受給者の皆さんへ　扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています（障害年金・遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年に支給される年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

＜平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される方＞

○65歳未満で年金額が108万円以上の方

○65歳以上で年金額が158万円以上の方

◆国民年金保険料はクレジットカードでも納付できます

国民年金保険料はクレジットカードによる納付ができます。

ご希望の場合は「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」を年金事務所へ提出してください。お支払いいただける保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」です。過去の未払い分及び保険料の一部を免除されている場合は、ご利用いただけません。また、クレジットカードでの毎月払い（毎月の保険料を当月末に立替）には、割引はありません。1年前納及び半年前納の割引額は、現金で納付する場合と同様です。

なお、カード会社へのお支払い回数は、1回払いのみとなりますのでご注意ください。

詳しくは、青梅年金事務所へおたずねください。

問合せ青梅年金事務所☎0428・30・3410

◆遺族基礎年金について

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

ただし、①、②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上必要となります。（平成28年3月31日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。）

遺族基礎年金の額は、「子のある妻」が受ける場合、基本額（792,100円）に子の加算額（1人目と2人目の子はそれぞれ227,900円、3人目以降は1人につき75,900円）を加えた額です。

※「子」とは、18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満で障害年金の障害等級1級・2級の状態にある子をいいます。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1670、青梅年金事務所☎0428・30・3410

納税は　納期内で　元気な福生